

13-1 岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校 同窓会会則

(名 称)

第1条 本会は、岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校同窓会と称し、事務局を岐阜清流高等特別支援学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の連携と親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 定期総会の開催
- (2) 会員の親睦
- (3) 母校在校生に対する指導・援助（周年記念の式典）
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会は下記の会員で構成する。

- (1) 正会員 岐阜清流高等別支援学校を卒業し、本会の趣旨に賛同して入会を希望する者
- (2) 準会員 正会員の保護者

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。役員の任期は1年（総会から翌年の総会まで）とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名 （正会員をもって充てる）
- (2) 副会長 3名 （正会員1名、準会員2名をもって充てる）
- (3) 書記/会計 3名 （正会員1名、準会員1名、教職員1名をもって充てる）
- (4) 会計監査 2名 （副会長をもって充てる）
- (5) 理事 各学年2名 （前会長、正会員の前副会長をもって充てる）
（卒業当該学年度の代表とする）

2 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会の会務を総括し、総会・役員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代行する。
- (3) 書記は議事を記録し、本会の庶務を行う。
- (4) 会計は本会の会計事務を行う。
- (5) 会計監査は会計を監査する。
- (6) 理事は卒業当該年度の代表として、諸般の会務の企画執行に当たる。

3 役員は総会で選出する。

(顧問)

第6条 本会は次のものを顧問とする。

- (1) 岐阜清流高等特別支援学校校長
- (2) 会長が推薦した者

(総会)

第7条 総会は、毎年1回会長が招集する。なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会では、役員の変更、会務の報告、会則の改正、親睦行事、その他必要な事項について審議し議決する。
- 3 総会の議事は出席会員の過半数の賛同によって可決する。

(会計)

第8条 本会の経費は、入会金・会費・寄付金・その他の収入を持って充てる。

- 2 正会員は次の会費を納入することとする。
 - (1) 入会金(終身会費)は、入会時に納入する。(金額は3千円とする)
 - (2) 会費は、総会の承諾を得て必要に応じて納入する。
 - (3) 退会、除名、その他の事由の如何を問わず入会金は、一切返還しない。

附 則

この会則は令和2年3月1日から施行する。

一部改正 令和4年3月

一部改正 令和6年10月

一部改正 令和7年3月